

## 栗山熙賞韓国平滑筋学会からの推薦者の選考に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本規定は、日本平滑筋学会（以下「本会」という）会則第2条および第3条に基づき韓国平滑筋学会から推薦された候補者の中から栗山熙賞（以下「本賞」という）の受賞者を選考するための手続きを定めるものである。

(選考委員会)

第2条 本賞受賞者選考は、本会会則第36条に基づき設置する本賞選考委員会（以下「委員会」という）において行う。

(広告)

第3条 日本平滑筋学会理事長は、理事会の議を経て8月末日までに本賞受賞候補者1～3名の推薦を韓国平滑筋学会に依頼する。推薦の締め切りは12月末日とする。

(推薦方法)

第4条 韓国平滑筋学会は、所定の推薦書（様式1）及び推薦論文を添えて、受賞候補者を日本平滑筋学会理事長に推薦することができる。

(決定)

第5条 本賞選考委員会委員長は2月末日までに選考の経過ならびに結果について理事長に報告する。理事長はその答申結果を理事会に付議し、3月末日までに本賞受賞者を決定し公表する。

付則 本規定は平成22年9月1日より施行し、平成22年度事業から実施する。